

第 5 期中期目標・中期計画の主なポイント

1. 期間

令和 5 年 4 月 1 日～令和 10 年 3 月 31 日（5 年間）

2. 基本的な考え方

- (ア) 独立行政法人日本スポーツ振興センター見直し内容（令和 4 年 8 月 26 日文科科学省）における指摘を踏まえた内容
- (イ) 独立行政法人等の中（長）期目標の策定について（令和 4 年 12 月 5 日独立行政法人評価制度委員会決定）における留意事項を踏まえた内容
- (ウ) 令和 5 年度の組織体制を反映した項目及び内容

3. 第 4 期中期目標からの主な変更（※ 項目名は第 5 期の名称）

- (ア) 「I - 2. 国際競技力の向上のための取組」の困難度が重要度に変更
- (イ) 「I - 4. スポーツ・インテグリティの確保」に新たに重要度を設定
- (ウ) 「I - 6. 国内外の情報の分析・提供等」の項目を削除
- (エ) 「IV. 業務運営の効率化」から人件費の削減目標及び運営点検会議の開催を削除（第 4 期の削減目標は、平成 29 年度比 5%以上の削減）
- (オ) 「V - 2. 自己収入の確保」から収入の数値目標を削除及び「競争的研究費等の外部資金」が新たに追加。（第 4 期の目標は、平成 29 年度比 3%以上の増収）
- (カ) 「VI - 2. 内部統制の強化」に、「不適正な契約手続を未然に防止するための取組の推進」について新たに記載
- (キ) 「VI - 4. 情報セキュリティ対策の強化」の項目を削除し、「IV. 業務運営の効率化」の取組の 1 つに変更

4. 評価指標、数値目標

(ア) スポーツ施設の民間事業化の推進や適切な管理運営及びスポーツ施設を活用したスポーツの振興等 **【重要度：高】**

指標①：大規模スポーツ施設に係る稼働日数について、国立競技場は 159 日、秩父宮ラグビー場は 77 日、国立代々木競技場第一体育館は 270 日、同第二体育館は 215 日以上とする。

指標②：スポーツ施設の施設利用者等に対する満足度等の調査を実施し、80%以上から高評価を得る。

(イ) 国際競技力の向上のための取組 **【重要度：高】**

指標①：オリンピック・パラリンピック及び主要国際競技大会における我が国のアスリートの成績（過去最高水準の金メダル数を獲得する等）及び当該成績への寄与・貢献状況。

指標②：国内外のスポーツ及び社会の情勢や動向等を適切に踏まえた情報収集・展開の推進状況。

(ウ) スポーツ振興のための助成財源の確保と効果的な助成の実施

【重要度及び困難度：高】

指標①：スポーツ振興くじの売上を中期目標期間の最終年度において、前中期目標期間の平均と同規模程度達成する。令和4年9月末に発売した新商品について、早期に十分な認知を獲得し、売上拡大に努めることとする。

指標②：スポーツ振興くじ助成における事業の効果。

指標③：スポーツ振興くじ助成における事業の実施状況調査件数。

(エ) スポーツ・インテグリティの確保

【重要度：高】

指標①：スポーツ団体のニーズを踏まえつつ、毎年度少なくとも5つの団体にガバナンス等に関する現況把握の支援等を行い、当該団体のスポーツ・インテグリティの確保に関する理解促進等を図り、スポーツ団体の適正なガバナンス等の確保に向けた取組を促進する。

指標②：ドーピング防止活動を通じたスポーツの公平性・公正性の確保への寄与・貢献状況について、ドーピング通報窓口の認知度・理解度を高水準に維持すること等、JSCにおけるドーピング防止活動の実施状況やそれぞれの取組について、外部評価会議において「効果的」等の高評価を得る。

(オ) 学校安全のための災害共済給付の実施

指標①：中期目標期間の最終年度において、平成27年度に災害共済給付の加入対象となった地方裁量型認定こども園及び特定保育事業（小規模保育事業、家庭的保育事業及び事業所内保育事業）における災害共済給付制度への加入率について65%以上とする。

指標②：中期目標期間の最終年度において、災害共済給付金を受け取った者に対し、アンケートを通して制度の理解促進を図るとともに、制度の満足度について60%以上から高評価を得る。

指標③：災害共済給付における請求に対する差戻し件数。

(カ) 業務運営の効率化に関する事項

指標①：一般管理費及び事業費については、中期目標期間の最終年度において、令和4年度比5%以上の削減を図る（人件費、特殊経費、新規追加・拡充分に係る経費及び公租公課を除く。）。なお、新規追加・拡充分は、これに準じて翌年度から効率化を図ることとする。

【主な取組内容】

第4期からの変更部分をはじめとした主なポイントについては、以下のとおり。

I. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するため取るべき措置

1. スポーツ施設の民間事業化の推進や適切な管理運営及びスポーツ施設を活用したスポーツの振興等に関する事項

- ・ 国立競技場及び新秩父宮ラグビー場（仮称）については、民間事業への移行
- ・ 国立代々木競技場等については、情報発信を行い、利用率の向上を図ること及びアンケート調査等の実施
- ・ 秩父宮記念スポーツ博物館・図書館については、新秩父宮ラグビー場（仮称）での再開館に向けた検討及びスポーツ資料のアーカイブ化・ネットワーク化の推進
- ・ 国立登山研修所については、情報収集、調査研究の成果を活用、指導者養成に向けた研修の充実と及び一般登山者に向けた情報の発信

2. 国際競技力向上のための取組に関する事項

- ・ JOC、JPC、NF、地域のスポーツ医・科学センター、大学等と連携し、オリンピック競技とパラリンピック競技の一体の強化
- ・ 大学、企業等との連携に基づき人事交流を促進させ、HPSCを活用した人材育成の推進
- ・ 国内外の関係機関との連携体制を整備し、国際スポーツに関する相談対応の仕組みの構築や人材の活用・育成等の企画立案、実施及び支援

3. スポーツ振興のための助成財源の確保と効果的な助成の実施に関する事項

- ・ スポーツ振興くじによる効果的な助成、助成財源確保のための安定的な売上の確保及びスポーツ振興くじの対象となる国内リーグの発展に貢献

4. スポーツ・インテグリティの確保に関する事項

- ・ 統括団体をはじめとした国内外の関係機関と連携・協働し、スポーツ団体のガバナンス強化及びコンプライアンスの徹底への支援
- ・ インテリジェンス活動を含むドーピング防止活動を推進し、スポーツ・インテグリティの確保に向けた支援

5. 学校安全のための災害共済給付の実施に関する事項

- ・ 地方裁量型認定こども園及び特定保育事業への加入促進
- ・ 給付金受給者へのスマートフォン等を活用したアンケートの実施と、その結果を踏まえた制度理解の促進

- ・ 利用者の利便性向上及び事務の迅速化・効率化を図るための研修会、情報誌等を活用した留意事項等に関する利用者への周知及び現行の災害共済給付オンライン請求システムの改修
- ・ 給付実績から得られた事故情報を整理・分析し、外部有識者の知見をもとに事故防止のための資料の作成及び提供並びに研修会等での周知

II. 業務運営の効率化に関する目標を達成するために取るべき措置

- ・ J S N等を活用した各事業の情報や成果の発信
- ・ 省エネルギー対策を推進するなどの環境負荷の軽減に向けた取組の実施

III. 財務内容の改善に関する目標を達成するために取るべき措置

2. 自己収入の確保

- ・ 多様な財源の確保に向けた、適正な施設利用料金の設定、競争的研究費等の外部資金、ネーミングライツによる収入等の確保、他の法人等の事例を参考としながら新たな寄附金の獲得方策の検討

VIII. その他文部科学省令で定める業務運営に関する事項

1. 長期的視野に立った施設整備の実施

- ・ 新秩父宮ラグビー場（仮称）の整備、インフラ長寿命化計画（個別施設計画）に基づく老朽化対策等の推進

2. 内部統制の強化

- ・ 契約手続事前チェック体制による、不適正な契約手続を未然に防止するための取組